

～すこやかで自立した生活を送るために～

高齢者の在宅福祉 サービス

郡上市役所 高齢福祉課
令和4年度





高齢者の在宅福祉サービスとは？

- 「まだ介護保険のサービスを利用することはないが、少し手助けをして欲しい。」
- 「介護保険のサービスの他に利用できるサービスはないだろうか？」

という人を対象とし、高齢者が住みなれた地域で在宅生活を送れるように支援するものです。



在宅福祉サービスの種類

～こんなときには、こんなサービスが利用できます。～

通院等の交通費を助成します。

1. 在宅高齢者交通費助成 1

急病や災害など万が一のときのことが心配。

2. 緊急通報システム 3

紙オムツ等の購入費を助成します。

3. 介護用品クーポン券 5

在宅福祉サービスの種類

栄養改善と見守りが必要な人のために。

4. 配食見守りサービス 7

主たる介護者に慰労金を支給します。

5. 在宅高齢者等介護慰労金 9

認知症高齢者の行動を見守ります。

6. ひとり歩き高齢者等家族支援 11

万が一に備えるために保険に加入しましょう。

7. 個人賠償責任保険加入支援 13

1. 在宅高齢者交通費助成

サービス内容

家庭において送迎することが困難な高齢者の外出に係る交通費の一部を助成します。

利用できる人

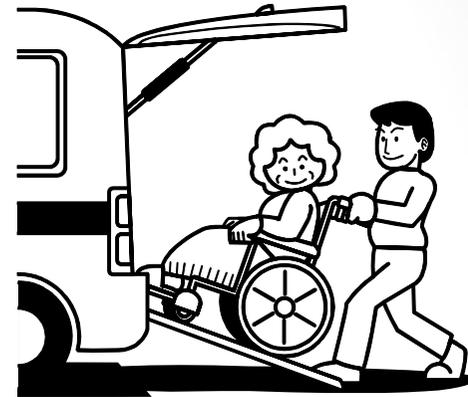
次のすべてに該当する人

- ・市内に住所を有し、かつ、居住し、在宅で生活する人
- ・要介護認定で要介護3～5の認定を受けた人（第2号被保険者を含む。）
- ・介護保険料の所得段階が第1～3段階の人
- ・介護保険料の滞納がない人
- ・自動車税（軽自動車税を含む。）の減免を受けていない人

助成内容

1か月4万円を上限に、市内の介護タクシー等を利用する外出に対し、利用料金の半額を助成します。

※有料道路又は有料駐車場等の使用料は、個人の負担となります。



対象事業者

タクシー、福祉有償運送、介護タクシー等、市内の輸送事業者

対象交通費

社会生活上必要な外出

- 病気治療に係る通院及び入退院
- 福祉施設の入退所
- 公共施設での諸手続
- 日用品及び食料品の買い物 等

申請方法

介護保険の認定がある人は担当ケアマネジャーにご相談されると申請を代行していただけます。

介護保険の認定がない人は、健康福祉部高齢福祉課、またはお住まいの地域の振興事務所 高齢福祉担当までご相談ください。

登録更新

毎年7月に登録の更新手続きが必要になります。

2. 緊急通報システム

サービス内容

急病や災害などの緊急時に、一人暮らしの高齢者等が簡単な操作で通報できる装置をお貸しするサービスです。

ボタン一つで消防署に通報して救急車を呼んだり、心配ごとがあればいつでも市役所に電話相談することができます。また、火災報知器も付属しており、火災時は自動的に消防署に通報されます。



利用できる人

概ね65歳以上で、歩行に不安があったり、緊急時に電話がかけられないなど虚弱な一人暮らし高齢者等で、生活に不安がある人。

貸与品

- 緊急通報端末機
- ペンダント型送信機（端末機から見通し50mまで利用可能。）
- 手元ボタン（端末機からボタンを延長できます。）
- 火災報知器

利用料金

端末装置の取付費用や不要になった際の撤去費用は郡上市が負担しますので、利用者様の費用負担はありません。

ただし、システム利用時の通話料（電話料）、端末取付位置の移転費用、過失による損壊・紛失等は利用者様の実費負担です。

申請方法

お住まいの地区の民生委員さんにご相談ください。申請には原則として民生委員さんの現況確認が必要ですので、民生委員さんが現況確認と一緒に申請していただきます。

また、市役所で直接申請も受け付けますので、健康福祉部高齢福祉課、またはお住まいの地域の振興事務所 高齢福祉担当に申請してください。

変更・撤去

協力員、親戚等の登録内容に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。また、対象者が入所、転居、死亡等により貸与品が不要となった場合は、撤去依頼書を提出してください。

3. 介護用品クーポン券



サービス内容

常時、紙オムツ等の介護用品が必要な在宅の寝たきり高齢者等に、市内の薬局やドラッグストアなどで、介護用品の購入に使えるクーポン券（月額3千円相当）を3ヵ月ごとに支給します。

対象者

- 市内に住所を有し居住する人
- 在宅で寝たきり状態や認知症などで、常時紙オムツ等を使用しており、介助でのトイレ等の利用も困難な人で、市民税所得割課税額が16万円未満の世帯に属する人

ご注意！

1ヵ月単位の入院や施設入所により利用資格を喪失することがありますのでご注意ください。

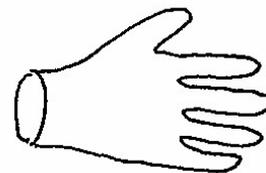
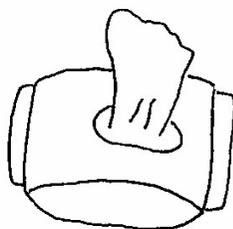
申請方法

介護保険の認定がある人は担当ケアマネジャーにご相談されると申請を代行していただけます。

直接申請される場合は、健康福祉部高齢福祉課、またはお住まいの地域の振興事務所 高齢福祉担当までお願いします。

使えるもの

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー



4. 配食見守りサービス

(介護保険事業)

サービス内容

在宅の高齢者が栄養バランスのとれた食事の提供を受けられ、訪問時に安否確認をしてもらえます。

利用できる人

概ね65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯等で、身体機能の低下等が理由で調理が困難であり、買い物に行けず食材の確保が困難で、家族の支援が受けられない人。

要支援・要介護認定を受けている人、またはサービス事業対象者（25項目の質問項目に基づき、生活機能の低下が認められた場合）の人。

助成額

1食あたり250円を助成します。ただし、1日につき1食までが対象となります。



配食事業者

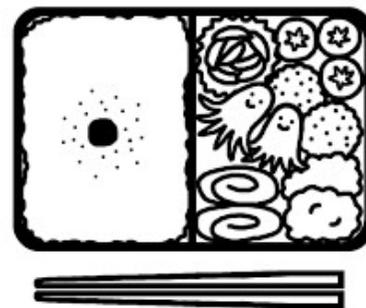
- 八福 (配送地区：市内全域 ※応相談)
- スマイルキッチン (配送地区：市内全域)
- 総合食品スーパーツボイ (配送地区：和良町)
- ぶなの木福祉会 (配送地区：八幡町、大和町、白鳥町 ※応相談)

<令和4年4月現在>

手続きの方法

申請前に利用資格の確認をしますので、介護保険の認定がある人は担当ケアマネジャーにご相談ください。

介護保険の認定がない人は、健康福祉部高齢福祉課、またはお住まいの地域の振興事務所 高齢福祉担当までご相談ください。



5. 在宅高齢者等介護慰労金

実施内容

在宅で寝たきりの高齢者等を介護している主な介護者に、月額5千円の慰労金を支給します。



対象者

要介護認定で要介護3～5の認定を受けた高齢者と生計を共に（同居）して、在宅で介護している介護者に支給します。

※介護者及び高齢者は、市内に住所を有し居住する人としてします。

支給額

1ヵ月あたり5千円。

上半期分（4～9月）を11月に、下半期分（10～3月）を5月にまとめて支給します。

ご注意！

入院や入所・短期入所（ショートステイ）をした合計の日数が月の2分の1を超える場合は、当該月の支給はありませんのでご注意ください。

申請方法

新規申請時期は9月と3月の年2回です。一度支給が決定されると継続登録されますので、定期的な申請書の提出はありません。

お住まいの地区の民生委員さんにご相談ください。申請には原則として民生委員さんの現況確認が必要ですので、民生委員さんが現況確認と一緒に申請してください。

登録変更

継続中に介護者が変更となったり、口座の変更をしたい場合などは、登録内容の変更が必要になります（慰労金の申請書の提出は必要ありません）。お住まいの地区の民生委員さんが登録内容の変更の用紙を持っていますので、年2回の申請時期にお伝えください。

6. ひとり歩き高齢者等家族支援

サービス内容

位置情報検索システム（GPS）端末を利用して、徘徊のおそれのある高齢者等の居場所の把握をします。

利用できる人

市内に住所を有し、次に該当する人

- 在宅で生活している

（福祉施設に入所や病院に入院している人を除く）

- 介護保険の要介護・要支援認定を受けており、調査票の「徘徊」や「外出すると戻れない」の項目にチェックがある

※介護認定を受けていない場合は、地域包括支援センター職員が、徘徊の症状等について訪問し確認させていただきます。



助成内容

2万円を上限に、次のGPSサービス利用に係る費用を助成します。

- GPSサービス初期登録料（6,380円）

※毎月のGPS端末使用料(638円/月)及びデータ通信料は個人の負担となります。

申請方法

随時受付を行っておりますので、高齢福祉課もしくは地域包括支援センターまでご相談ください。



7. 個人賠償責任保険加入支援

サービス内容

認知症の人が事故等により第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に備え、保険に加入するための費用を公費で負担します。

利用できる人

次のすべてに該当する人

- ・市内に住所を有し居住する
- ・在宅で生活している（福祉施設に入所、病院に入院している人を除きます）
- ・認知症と診断を受けている人（若年性認知症を含みます）

（認知症の診断を受けていない場合は、地域包括支援センター職員が症状について訪問し確認させていただきます。）



補償内容

- ◇鉄道等(軌道上を走行する車両)の事故による損害賠償(営業補償)
- ◇自転車やシニアカーによる事故で他人にケガを負わせた場合
- ◇日常生活の事故で他人の物を壊した場合

以上の場合は最高「1億円」

- ◇被害者死亡の見舞金(賠償責任の有無は問いません) 「15万円」

申請方法

随時受付を行っておりますので、高齢福祉課もしくは地域包括支援センターまでご相談ください。



高齢者在宅福祉サービスの申請やご相談は 下記までお問い合わせください



郡上市役所

健康福祉部 高齢福祉課	電話 67-1807
地域包括支援センター	電話 67-0008
大和振興事務所 振興課	電話 88-2211
白鳥振興事務所 振興課	電話 82-3111
高鷲振興事務所 振興課	電話 72-5111
美並振興事務所 振興課	電話 79-3111
明宝振興事務所 振興課	電話 87-2211
和良振興事務所 振興課	電話 77-2211

